

【参考資料】 「障がい者スポーツ」に関する現状について

1 国の第3期スポーツ基本計画における関係部分抜粋（今後の施策目標から）

障がい者がスポーツを通じて社会参画することができるよう、障がい者スポーツの実施環境を整備するとともに、スポーツを実施していない非実施層に対する関心を高めることや障がい者スポーツの体験等による一般社会に対する障がい者スポーツの理解啓発に取り組むことにより、人々の意識が変わり、共生社会が実現されることを目指す。

2 北海道スポーツ推進条例関係規定

（障がい者のスポーツの推進）

第10条 道は、障がい者が自主的かつ積極的にスポーツに参加することができるよう、その障がいの種類及び程度に応じたスポーツへの参加の機会を提供するとともに、障がい者のスポーツを推進する人材及び団体等の育成を図るために必要な施策を講ずるものとする。

（スポーツでつくる優しい共生社会）

第11条 道は、体力、年齢、性別その他の事情にかかわらず、様々な人が自主的かつ積極的にスポーツに参加することができるよう、スポーツへの参加の機会を提供するために必要な施策を講ずるものとする。

3 障がい者スポーツに関する現状について

（1）全国の状況

障がい者の週1回以上スポーツ実施率 H29：20.8% → R3：31.0%
（第3期スポーツ基本計画目標：40%）

（2）道内の状況

① 障がい者専用・優先施設の設置状況 ～ 5施設（札幌、苫小牧、旭川、函館、釧路）

② 市町村（社会体育施設）における障がい者スポーツの受入状況（スポーツ振興課調査：R2状況）
障がい者スポーツの受入事例の有無

| あり | なし |
|----------------|-----------------|
| 22市町村 (12%) | 141市町村 (79%) |

| （受入事例がない主な理由） | | うち申込があれば受け入れるという回答8割 |
|--------------------|-----|----------------------|
| ・ 使用の申し込みがない | 98% | → |
| ・ 施設の構造上受入できない | 1% | |
| ・ 施設の損傷があるため受入できない | 1% | |

③ 障がい者スポーツの実施状況
（国のスポーツの実施状況に関する世論調査（R3：対象20,000人）

| Q これまで過去1度でもパラスポーツ（車いすテニスやボッチャ等）を経験したことがあるか | |
|---|------|
| 全国 | 北海道 |
| 5.7% | 4.3% |

④ 公認障がい者スポーツ指導者数（日本障がい者スポーツ協会）

| | H23 | H28 | H30 | R2 |
|----|-----|-----|-------|-------|
| 初級 | 673 | 824 | 926 | 881 |
| 中級 | 87 | 104 | 132 | 137 |
| 上級 | 17 | 18 | 19 | 18 |
| 計 | 777 | 946 | 1,077 | 1,036 |

（第3期スポーツ基本計画目標：20%）